

キャリア教育だより

令和2年2月5日
第100号
高校教育課



キャリア教育だよりは、平成22年7月に創刊されてから、今回で第100号目を迎えました。みなさん一人ひとりが希望の進路を実現するとともに、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく上で必要な情報を今後も発信していきます。



持っていますか？しごと応援カード

先月、各県立高等学校の令和元年度の卒業予定者に向けて「しごと応援カード」を送付しました。このカードは、就職者の職場定着率の向上を目的に作成したものです。社会人になる皆さんはもちろん、アルバイトなど働いていて困ったこと、相談したいことがあったら1人で悩まずにぜひ活用してください。

しごと応援カード

職場の人間関係を誰かに相談したい…

試験なのにバイトを休めない…

職場での人間関係や長時間労働など、会社やアルバイト先で困ったことがあったら、ひとりで悩まず相談ください。宮城労働局内の相談窓口→

宮城県教育委員会・宮城県経済商工観光部・宮城労働局

困った時の相談窓口（宮城県内）

- 労働条件・いじめ・嫌がらせなど
総合労働相談コーナー ☎022-299-8844
(月～金 9:00～16:30) 022-299-9075
- 職場の男女差別・セクハラ・育児・介護など
労働局雇用環境・均等室 ☎022-299-8844
(月～金 8:30～17:15)
- 就職・転職・雇用保険・職業訓練など
ハローワーク(仙台) ☎022-299-8811
(月～金 8:30～17:15)
- 若者の就職を支援
みやぎジョブカフェ ☎022-264-4510
(月～金 10:00～18:30 水 10:00～20:00 土 10:00～18:00)

知っておこう！社会保険のイロハ

社会保険全般の基本にあるものは相互扶助の精神であり、助け合いの心で社会は成り立っています。そのため、労働者を雇用する会社は、健康保険、厚生年金、雇用保険への加入手続きをしなければなりません。加入すると賃金から社会保険料が控除され、次のような保障を受けることができます。

○健康保険

健康保険は病気やけがをした時などに必要な治療費の自己負担額を少なく抑えることで生活を安定させることを目的とした制度です。病院にかかる時に持って行く保険証は、健康保険に加入すると交付されるもので、保険証の提示により病院での医療費の、自己負担額は総額の3割となります。



○厚生年金



公的年金制度は、20歳以上60歳未満全ての人が加入する国民年金をベースに、会社員が加入する厚生年金などによる2階建ての構造になっています。受け取れる年金は老齢年金（一定期間加入していた人が65歳になった時に支給）、遺族年金（一定の条件を満たしている人が亡くなった時、遺族に支給）、障害年金（加入期間中に病気やけがで重い障害が残った時支給）があります。

○雇用保険

雇用保険は労働者が失業した時や育児・介護のために休業する時の生活の安定を図り、円滑な再就職ができるよう必要な給付を行う制度です。また、スキルアップのための教育訓練給付制度という制度もあります。

